

明らかにしておきたい事実

第二次竹本処分粉碎闘争の総括のために

京都大学全学学生自治会同学会中央執行委員会

明らかにしておきたい事実

第二次竹本処分粉碎闘争の
総括のために

はじめに

第一章 処分粉碎闘争の敗北

第一節 屈辱の6月18日

第二節 6・17「評議会学内戻れ」総長団交

第三節 6・17～6・18の事態を招來
したもの～6月期に起きたこと～

第二章 白樺派と同学会との路線闘争

第一節 4月期まで

第二節 5月期総長団交の性格と
竹本夫人の発言内容をめぐって

結びー6月18日とは何であったのか

はじめに

五年前の6月18日、当時京大経済学部助手であった竹本信弘氏＝滝田修が京大評議会によって連絡不能を理由に分限免職という処分を受けた。この日は京大の創立記念日であり、奇しくも安保ブントが17年前にかの「壮大なゼロ」を演じた日でもあった。我々は数ヶ月ぶりに学内で開かれた、というより我々が開かせた評議会で竹本氏の処分決定を許したばかりか、何の追及も行わず全評議員を逃がしてしまったのだった。この瞬間、四・二八の三千名集会等、幾度かにわたって、一千名以上の結集をみた処分粉碎闘争は、「壮大なゼロ」と化したばかりか、この一年間、竹本処分粉碎にむけての大衆運動を全学で組織してきた我々自身が竹本処分の共犯者たる位置にはまりこんだのである。

この日の出来事は、同学会運動にとって空前の屈辱であった。何故にあの屈辱が生れたのか、どの時点からどういう点で大衆の力に依拠し大衆運動を領導すべき我々が落し穴にはまってしまったのか。竹本氏が逮捕という形で再び世に出、ようやくことの真相を明らかにできる次第となつた今、この屈辱の生れた経過を広範な人々に明らかにしておきたい。

言つまでもなく、処分粉碎闘争の総括は、闘争の要である大衆運動の力をどの方向に組織していくべきだったのか、また処分以降の現在の大衆運動の方針と展望をどのように結びつけていくのか、という観点からなされるべきである。

我々は、この報告をそのための基本的資料として公けにするものである。

第一章 処分粉碎闘争の敗北

1 圧辱の6月18日

我々は、竹本氏が処分された6月18日、時計台一階の会議室前に座り込んで評議会包囲→評議会終了後の評議会団交という闘争を行なう予定をたてていた。そしてこの斗争をやりきることに自信満々であった。しかしこの日は思いがけぬことが続出する。随分現われたことのなかつたマル青同の諸君が時計台前でスピーカーをがなり立て、集会妨害を行なう。我々は今日は遠慮してくれと説得するが、彼らがきこうとしないので結局実力で追い出す。これが十時半頃であった。

十一時十五分頃集会を終わり、その後デモを行ない、予定通りに時計台の中に竹ざおを捨てて入ろうとした時、前日の夜十一時頃の会議と今朝の会議で全体の方針を確認したはずのA闘（農学部闘争委員会の略）・S共闘（理学部共闘会議の略）が竹竿を持ちこもつとする。我々は、A氏、B氏、C氏ら（白権派のメンバー、白権とは後に登場する元京都府学連委員長で竹本氏の「友人」であるD氏の經營するスナックである。）と共に彼らを阻止して、時計台の二階から一階にかけての座り込み闘争に参加させようとするが、結局、彼らは竹竿を捨てはしたが中に入らずに時計台前にたむろしたままとなる。

この時は、元々白権派への不信感と、反同学会中執感情を持つ者を含むA闘・S共闘の諸君が前日の団交における「非暴力宣言」（後述）他に対する不信、元教養部戦線関係者のマル青同に対するシンパシー、

などが混合して、別行動をとっていたものと思つていた。しかし、二カ月ぐらいして分ったことだが、彼らは少なくともS共闘の諸君たちは、竹本氏の手紙（竹本処分に反対していた「教官有志」五名への代理人依頼）が届いたことをC氏の線で既に知つていたのだ。だから、手紙が総長団交で公表されると思ったのに公表されず、18日にも公表されそうにもないことだ、白権派及び教官有志に對して不信感をもち、その下についている同学会主流派への不信を深くしたのであった。

我々はA闘・S共闘に竹竿を捨てさせ、評議会を開催させることを認めさせるが、彼らはあくまで別団体のまま集まつていたので、大衆統制部隊を編成し、それにA闘・S共闘が加わるかどうかを、A闘・S共闘が評議会なり評議員なりに手を出す氣があるか否かの試金石としようとする。だが、A闘・S共闘は統制部隊を出そうとしないので、大衆統制部隊をそのままA闘・S共闘に対する防衛隊として組織します。

こうして、十一時近くなり、いよいよ評議員が学内にくる時間となつたので、同学会部隊は、予定通り時計台二階会議室のドア前まで入りこんで座り込もうとする。

このまま座り込んでもれば、竹本氏が処分されていたとしてもそれなりにすつきりした闘争になつただろうが、この日の同学会指導部はマル青同の件、A闘・S共闘の件ですっかり動搖し、A闘・S共闘の統制に自信を喪失する。前日の総長団交を学内で評議会を開かせるという形で収めたのは、座り込みによる評議会包囲→評議会終了後の評議会団交の路線を考えたからであり、この路線をやり切るために不必要な大衆部隊の統制に絶対の自信を持つていたからだつた。だが、この動搖のため、評議会包囲より統制を重視する発想に段々陥つていく。学生部のE氏が「これでは約束どちがう。評議会が開けない。二階か

「…退いてくれ。」と言ひ、D氏らもやつてきて「退れ」と言つた時、一階まで退いてしまつのである。

6・18闘争は、この時完全に敗北した。評議会団交は事実上完全に出来なくなり、評議会包囲さえ氣の抜けたものとなつたのである。

同学会指導部は、一体俺たちやどうしていたんだというようなことをこの日は行なつてゐる。足が地につかず、全く当局に対しても武装解除してあらぶら立つてゐたみたいなものだつた。全くの醜態だつた。

どうして、こうなつたのだろうか。D氏、E氏から「退れ」と言われた時、我々はそんな約束はしていないと反論したが、反論しながらも外で集会を開いてゐるA闘・S共闘のことが気になつてゐた。それ故、我々もA闘・S共闘を統制し易い一階へ退くことを考えたのだった。我々は大衆の眼及び大衆の雰囲気からいつて前日の団交で行った評議会をつぶさないという公約は破れないと考へていたからである。

しかし、A闘・S共闘或いは大衆の眼が氣になつたためばかりではない。明らかに、評決によつて勝てるかもしれないという期待からくる「評議会包囲斗争を少しづらい加減にやつたてかまわぬ」と考へてしまふ氣持が何処かにあつたためでもあつた。

だが、決定的な要因は竹本氏からの手紙到着以来当局との関係で当事者性を完全喪失していた我々が、更に対内的にも前日の団交以来D氏の支配下に入りつつあったことであつた。そして、この「一階→一階の退却の過程で、我々は完全にD氏の支配下に入つてしまつたのである。

後は、雪崩を打つて我々は武装解除していく。評議会が始まつた時には時計台の一階に座り込んでいたが、しばらくして又も学生部のE氏から、「これでは会議ができない。下が騒がしい、玄関前に引け」という要求がくる。その話が伝わつて同学会指導部がE氏の處へ走つて何れかである。

いた時は、E氏とD氏との間で退却が合意され決定されてしまつてゐた。

○二階→一階→玄関前の退却過程で、F氏なりG氏、同学会指導部は、白樺派のA氏から種々のことを言われる。

A→Gへ……何かあれば同学会解散命令が出るぞ。
A→Fへ……A闘・S共闘に絶対変なことをさせんな。

こうして、一階から玄関前に引いてしまうと、又都合の悪いことに雨が降り始め、大衆がばらばらと散り始め、評議会包囲斗争の雰囲気が半減する。これ以上散らせないために法経一番教室へ行くが、実はこれは包囲闘争の放棄であつた。法経一番教室へ移つて三十分も一時間ぐらいして一時頃評議会が終了するが、最早武装解除してしまつていた我々は、評議員をむざむざ返してしまつ。学生部長が処分決定を報告に来た後に総長だけはつかまえといふが、逃げられてしまつのである。

○評議会散会後、岡本総長は二階に十五分ぐらいいたらしいが、

その時ある人がそれを我々に教えるよとした時、A氏がとめたといふ。「せつかく京大が平和になるのに、ふらぬことをするな。」

A氏が我々を二階から法経一番教室まで追い落しながら岡本らと一緒に二階に居たこと、「平和になるのに……」の言葉は、彼の位置を示して余りあるエピソードである。

以上みてきたように、この日の闘争は惨憺たるものだつた。いつのまにか、同学会もA闘・S共闘も竹本処分への合意を与えた共犯者の位置に追い込まれてしまつたのだった。

それでは、D氏なりA氏は何故にこれほど徹底して評議会団交闘争、評議会包囲闘争をつぶしにまわつたのか。考えられるのは次の(1)(II)の

(1) 彼らもA闘・S共闘の行動におおたして我々に斗争をやらせるより押えることのみにまわったのか。

(II) それとも、実は、S共闘へ同学会に不信をもたせるような情報を意識的に流して、この日の攪乱行動を起こさせたのか、或は、そうせずともそもそも評議会包囲・評議会団交をやらせないつもりだったのか。

何れにせよ、彼らは客観的には処分推進派だったのであるが、(I)ならば積極的に処分を遂行する気まではなかつたことになるが、(II)ならば完全な処分遂行者だつたことになる。時期を遡つてみよう。

2 6・17「評議会学内戻れ」総長団交

我々が6・18を迎えるにあたつたてていた戦術は、前述したように、時計台の二階を座り込みで埋めつくす包囲闘争を貫徹し、評議会終了後すぐに会議室で評議会団交を行なうというものだった。これ自身、貫徹できれば面白く、かつ非常に適宜な戦術となつたと思われる。だが、これは同時に当局特に福島法学部長にとっては「公正審査」を行つたうえでの処分》、「公正審査」の要件、①連絡不能の原因論議、②参考人出席、③評議会の学内開催、④同学会との団交」という路線に我々を半ば引きずりこんだことを意味していた。勿論、岡本総長なんかにすれば、後に触れるように我々及び白権派の側に引きずりこまれたと感じられたかも知れないが、学内評議会での採決は福島法学部

長にとって「公正審査」の一要件だったからである。

ところで、18日のこの戦術は、17日の総長団交の過程で急遽考案されたいたものだつた。6・17団交以前に考えられていた処分採決当日の戦術は機動隊に守られた学外評議会へ押しかけて包囲闘争を行なうことであつた。この節では団交の過程での戦術転換→「路線転換」について、事実関係を中心に明らかにしておこう。

三時半開始予定の総長団交は、四時に開始される。質問項目の「評議会帰学」をすげつしまつた七時、七時半頃、一回生から「帰学」がむしかえされる。発言者が続出して、全体が盛り上る。八時頃からD氏、A氏の動きが活発化し、八時半頃に帰学条件として他の場所で同時に開かれていた部局長会議より①評議会不介入、②非暴力の二条件が出される。これをA氏より聞いた我々は、すぐにこれを呑むことを確認し、H氏（同学会）がこれを大衆的に確認すると、更にわっと雰囲気がもりあがり、「学内戻れ」の合唱となる。

しかし、総長はOKせず、いやいやをする。そのまま当局側が休憩15分をとり、結局、30分間の休憩が實際にはとられる。その間、総長に対する説得と部局長会議での相談が行なわれる。そして、九時頃、団交を30分で打ち切れという要求が出され、我々はこの条件について相談し、大衆的にもはかるが、結局、あと一時間という条件をつけてA氏に伝える。当局側はすぐこの条件を呑んで、総長が真っ赤な顔をして登場して「明日の評議会は学内でやります」と言つた時、大衆及び我々はわーと歓声をあげたものだつた。

だが、この団交打ち切りと「帰学」との取引は、我々自身迷つたものであり、取引しない方がよーとも一方で考えたが、大衆の盛り上りを考慮して取引に傾いたのだった。

この時、同学会指導部は大衆に溶解し「公正審査」要求の大衆が

岡本から勝ちとった「帰学」を実現し、18日の評議会団交以降の過程でその大衆の意識を処分粉碎に固める」という理由づけで、「帰学」とひきかえに団交の打ち切りを呑んだのであった。

「帰学」が大衆的に確認された後、「処分やめる」の要求に関連した質問項目を3つほど続けるが、一時間という制限もあって、気の抜けたビルのようなものになってしまった。団交が終了したのは十時すぎであった。

結局、この日の団交は「処分やめる」団交でなく、「学内帰れ」団交だった。つまり、「公正審査」要求団交に変質してしまったのである。

この日の八時半～九時までの当局との交渉ルートは、次の様に複雑に中間物が入りこんだものだった。法経一番教室の我々[↑]A氏[↑]D氏[↑]I学生部にいる工学部の一教授[↑]J教授が責任者である清風荘（京大の賓客接待施設）の部局長会議。この過程でA氏から伝わったことは次のようなものである。

○「学内帰れ」だけが最大のポイントだ。

○大衆の意識は「学内帰れ」の水準であり、18日以降（この意味が実は18当日の評議会団交を意味せず、20日以降を意味していたわけだ）に処分粉碎の水準に引きあげればよい。

○学内にさえ引き込めば、明日大衆で包囲して何でもできる。

○岡本は随分消耗して帰学を嫌がっている。
○30分で打ち切らずに、夜中まで団交を継続すれば、機動隊が来る
し、同学会解散命令が出る。

しかし、これは殆んど嘘っぱちだった。「18日以降」は20日以降の意味であり、「何でもできる」ではなく「何にもできない」であったし、後の調査で判明したことは、部局長会議は30分間で打ち切りの条件を提出しなかったのであった。つまり、部局長会議の一員の話に

よると、「30分間の打ち切り、同学会解散命令の話など部局長会議では出ていない。部局長会議はそのようにJ氏なり何なりに伝えていない。部局長会議では団交は夜中まで徹底して総長に受けたまつむりだった」のである。すると、A[↑]D[↑]Iの間で30分とか、解散命令とかいう話が入ったのであるが、誰がそうしたのであらうか。

もともと、岡本は80年の「学士会報」「京大総長在任六年を顧みて」の中で岡本自身が団交の席で解散云々を言った、といっている。

しかし、この言葉を聞いたものは全くない。恐らくは岡本がD氏なりI氏なりに言ったことを団交の場で言ったと勘ちがいしたのだろう。

ともかく、こうこう経過の中でこの日の闘争は終了し、「処分やめろ」要求はおさなりにされ、「学内戻れ」要求という「公正審査」要求で収約される総長団交となってしまう。だが、我々みんなは、明らかに勝利したと思っていた。それは、あんなに生意氣な岡本が消耗しきりながら勝利したと思っていた。それは、A氏情報の唯一の真実で「帰学」を嫌がっていたからである。これはA氏情報の唯一の真実であつたが、我々自身もこの眼で窺い知ったことであつた。たとえ「公正審査」要求であれ、処分推進側の中心たる岡本があんまり嫌がつていることをむりやり押しつけるのだから、勝利にちがいないと思つたのである。又、我々のうち何人かは、あんまりD氏らが「帰学」に絞り込んだのは、竹本氏を連れてきて評議会にのりこませる気ではないかと思つたのである。そして、後に明らかにするように、この思い込みは、D氏らの言動から生れたのだ。面白いことに岡本自身もそう思つたらしく、そのためになんかに嫌がつららしいのである。

○岡本は、6・17の夜、竹本氏が評議会にのりこんで自分を追及している夢を見たと、のちにいつている。

あると我々は考えたし、事実、そうだった。又、「評議会帰学」をさせても、我々が元々たてていた評議会包囲→団交の路線と論理的に合致するばかりか、外で評議会をやらせるより団交が現実にできるようになるだけこちらの方がよい、という理屈になったのであった。

しかし、我々がつかんだ「勝利」は「虚構の勝利」であった。又、

単に岡本の強行路線に対する勝利でしかない、当局全体の処分路線に対する勝利ではなかった。当局内では、岡本の強行路線と福島の「公正審査」一処分路線の対立があり、この時の我々の勝利は前者に対するものでしかなかったのだ。しかしこの権力構造に無自覚であった当

時の我々が勝利と思ったのは一定程度必然であった。

だが、眞の問題は当局との間に中間物を余りに介在させて種々の虚言を信じ込まされたことである。我々は、对当局関係に於て当事者性を喪失しており、D氏らに対当局交渉を任せてしまつたのだった。最大の問題、眞の問題は徹底してここにあつたのだ。(もしも、当局との交渉を行なつたものが我々の一部なり我々の統制下にある者なりであれば、6・18鬭争は包囲→団交の貫徹の中で勝利し切つたかも知れないのである。尤も、我々だった別の内容の取り決めを行なうとしても、結局は何の確認もとらなかつただろうけれども)。

に適らなければならぬ。

6月3日、C氏(彼は白権派であり、かつ京太の教官有志でもある)を含む教官有志の五人に竹本氏からの代理人依頼の手紙が到着する。日付は6月1日、何故か竹本夫人が評議会に出席した5月31日の翌朝であった。さうそくK氏を除く教官有志四人と同学会代表としてのE氏、G氏が集合し会議を行なう。

この会議の決定事項は次の四点であった。

○6月3日夜、総長に電話で必ず五人を代理人として呼ぶように告げるための会見を申し込むこと。

○手紙は6月6日には事務当局にわたるようにして、代理人として出た旨をこの線からも告げること。6月7日の評議会で審議させ、もしも代理人要求が切られたら、6月8日に記者会見なり何なりで公表して、大衆運動の糧とすること。

○(警察の陰謀かも知れないと本当に思つたG氏の意見により)手紙の処置の最終決定は6月4日の会議でD氏の意見を聞いてからにすること。

○秘密を保持し、E氏とG氏の二人とも公けには知らないこととすること。しかし、この日既に、S共闘の諸君は殆んど知つてしまつたと言う。C氏が手紙を見てあわをくつてS共闘の前で広げてしまつたのである。

そこで、3日夜、代理人依頼を受けた教官の一人M氏は岡本に電話をし、「重要な話があるから」と、6月7日朝、評議会直前の会見を約束させる。

予定通り、6月4日、再度会議が持たれる。

D氏は前日の夜、C氏がつかまえることができなかつたとのことで来ていない。C氏が会議の場所からD氏宅へ電話すると、D氏は在宅

〔3〕 6・17～6・18の事態を招來した もの～6月期に起きたこと～

この問題を追及するには、まず、竹本氏からの手紙が届いた6月3日

していた。C氏「来たんや、手紙が来たんや」「すぐ来い」ということで、30分ぐらいでD氏がやってくる。

D氏は手紙を見て、「一応、竹本の筆跡だが、偽ということもある」、「本物でも、警察の陰謀といふこともある」、「ともかく調査したい」。

竹本と会いに行つてくる。一週間待つてくれ。それまで手紙を使わないでくれ」と述べる。D氏の言つていたことを羅列すると次のとおりである。

○我々の計画では、この手紙を使うやり方だけは使わぬつもりだつた。一番まずいやり方だ。下手すると教官有志及び我々の命取りになる。

○竹本を握つている我々の全然知らぬ所で画策されたものだ。だから陰謀かも知れない。

○C氏が代理人に入つているのがおかしい。C氏の存在を竹本は余り知らない筈だ。五人も指定していることがおかしい。一人か二人で済むことだ。教官有志全體を弾圧するためのわなかも知れない。

我々及び代理人側は、6月6日までに帰つてくることを主張したが、「相手は逃亡者だせ」で一蹴されてしまう。結局、竹本氏と連絡がとれる又は竹本氏を連れて来れるという幻想を持たれていたD氏の権威は重く、D氏が帰つてくる6月10日4時に再度会議を持ち、それから手紙を当局に手渡すこととする。

全てはここで決まった。その後、岡本は6月7日のM氏らとの会見を先ず7日の評議会終了後に延期し、6月7日の評議会以前に五人から代理人になりたい旨の申し出を聞かずに済ますことに成功する(6月8日に会見を、再延期した岡本は、8日の会見も断つてしまう)。そして、岡本は処分反対派の急先鋒であつたJ氏がやむを得ぬ事情で

欠席した6月7日評議会で、竹本氏から手紙が来た旨を伝え、代理人の件は既に73年時に終つていることを述べて、代理人参考人審査の完全打ち切りを決定したのである。ここに事実関係の審理は全く終了し、後は法適用と採択のみとなる。

うまく岡本に先手を打たれてしまったのだ。手紙の破壊力は予めジャケットアウトされてしまったのだ。従つて、6月4日の会議で竹本処分が八割方決定されたと言つてもよい。その意味で、6月4日の会議は重大だったと言える。

だが、それより重要なことは、この会議をつうじて、一応はなれていたD氏らと我々が再接近し、更にD氏の支配下に代理人も我々も入つてしまつたことである。竹本氏と連絡がとれるのだろう。という幻想が全てを決してしまった。それまで、我々がヘゲモニーを握り、我々の計算で我々の手中で物事が動いていると思われたものが、この手紙の到着以来、我々の手を離れてしまつた。ものごとを決する力は、代理人といふことで当事者性を一挙に獲得した五人から、更には「竹本と連絡がとれる」と称するD氏に移ってしまった。我々は手紙問題をD氏に預けることによって、処分粉碎闘争の当事者性を完全喪失したのであつた。

いづこへか出かけたD氏は約束の6月10日になつても帰つてこない。5時すぎにD氏からA氏に連絡があり、A氏によれば「すどい田舎で汽車に乗り遅れたから、明日しか帰れない」とのことで、散会する。一週間もD氏が何をしていたのか知らないが、D氏の旅行は結局の処、6月7日の評議会以前に教官有志が代理人として出席したいという要求を行なわないようにするための意図的な時間かせぎだったのだ。

翌6月11日にD氏が戻り、屋頭、会議を行なう。D氏は次のように言つた。

「おまわりさんの警戒が厳しく直接会えなかつた。連絡をとるのに手間どつたが、本物だつた。仕掛け人の狙いは6月28日（注・清風荘密会事件、京大当局が警察に竹本氏からきた委任状の件と、評議会内の情報を同社において渡した事件。これが明るみにて、第一次処分策動は頓座した）の再来だつた。御当人の意志は、先生方に迷惑がかかるようならチヨンにしてもらつて結構です。といふものだつた。わしとしては、警察との関係からいって、手紙は使わない方がよい」

これに対し、代理人側は一刻も早く代理人になりたい旨を当局に伝え、手紙を手渡すことを主張する。彼は「そんなに代理人になりたいなら、そうしなさい」と言う。そこで、評議会に対して代理人五人を評議会に呼ぶように要求しようということが決定される。

だが、時既に遅しである。6・14評議会で代理人になる旨が伝えられようが、それは評議会を紛糾させる何の力も、既になかつたのだ。なぜなら6・7評議会で事実審議はすでに終了してしまつていたからである。そればかりではない。この時点では、公表して6・28の再来を狙う路線も、大衆煽動の材料としてはともかくとして、評議会審査そのものに対する何の有効性も持つていなかつたのだ。4・26評議会で「6・28のような事件が記きよ」と、評議会は最終的責任を負わないし、従つて審査に何の支障もない」とことが確認されてしまつたのだ。つまり、6・3で決定したとおり運ぶ以外、有効な方針といふのはあり得なかつたのだ。

こんなことは、少なくとも当時のF氏やG氏にも分つていたが、当事者性を時たず、白権幻想（竹本氏本人を握り、連れてくるのではないか）を有していたF氏・G氏は、6・4以来の成り行きを見守るしかなかつたのだった。

6・11の会議の場に話を戻そう。代理人要求を行なうのはよいが、

さで、誰にその意を伝え、誰に手紙を渡すか、が問題である。岡本は会おうとしないし、事務官僚に渡すと評議会に提出されるかどうかわからない。しかるべき実力者じやないとダメだ。そこで、その人物を福島法學部長と設定し、A氏の仲介でM氏が福島部長に直接会つて手渡すことが会議で決定される。

この会議の終了後、F氏とG氏とD氏、C氏（ここでは白権派の末席という立場で参加）、A氏との間で後述する総長団交の件が話される。當局に対しては学生は全く手紙の件を知らないということになつたので、団交について交渉する人間をG氏でなくC氏と設定する。

そして、すぐにA氏とC氏とは動きだす。

しかし、事態は複雑であつた。白権派が手紙を握りつぶそらとしているとみたD氏と対立してゐる京大活動家のOBのN氏が、11日夜、何度も学生部長他に電話して、「五人は手紙を明日公表するぞ」と言つているよ」と恫喝する。そのため、當局はD氏とC氏のうちどちらが代理人を握つている当事者がわからなくなると同時に、教官有志が手紙の仕掛け人ではないか、とも疑う。

こういう経過の中で、代理人の件も団交の件もどちらも當局と交渉することが困難となる。C氏は学生部長に会見申し込みを断られ、A氏も福島部長にD氏の仲介でないとダメだと言われる。そこで、A氏とM氏とはD氏を「白権」でつかまえ、D氏が福島部長を電話で探す。だが、仲々つかまらず、やつと夜中の一時頃につかまり、二時頃、D氏の仲介で福島部長とM氏が会見する。

M氏は福島部長に対し、福島部長自身の手で手紙を評議会に提出すること、評議会でこの代理人問題についても必ず審議させることの確約を迫る。しかし、福島部長は二点目を拒否し、一点目についても、

「明日太田庶務部長に渡してくれ、自分は責任をもつて太田庶務部長

に評議会へ提出させる」とのみ答えて逃げてしまう。

翌6月12日になると、D氏はN氏を抑えにしき、妨害せぬことを約束させる。その結果、対当局交渉の当事者性を回復したD氏は、生きと動き回り、団交の場で手紙を公表させないことを条件に、福島部長を仲介に総長から団交を取り付ける。そして、このD氏→福島部長→総長の三者間での取り決めは、6月13日の学生部長とC氏との会見で再確認され、6月15日の学生部長と同学会代表者との予備折衝で団交日取りが決まったのだった。

こうして、「手紙の件を知らない」我々は、手紙を公表しないことと団交実現を取り引きしたのだった。手紙公表に大衆煽動の意味しか見出さなかった我々には、岡本との直接対峙の場であり、且つ大衆動員としても有効な団交を選択するのは当然であつたし、手紙の件は基本的には最初から我々の左右できる問題ではなかつたのである。

しかし、この団交をとったことによって、対当局との構造上、全く変な位置に我々は追い込まれる。つまり、我々は当局からみれば100%D氏の配下であり、直接交渉すべき当事者ではなくなつてしまつたのだった。

この对外関係（対当局）におけるD氏のヘゲモニー発揮の結果、白権派は対内的な我々との権力関係に於ても優位に立っていく。その過程が急速に進行したのが、6・17→18闘争だったのである。

では、白権派はどうして手紙を握りつぶす方向に持つていつたか。対警察関係上自分たちの身の危険を感じて処分に加担しただけだろうか。それとも、元々処分をし切るつもりだったのだろうか。

第二次竹本処分の開始時点にまで遡れば、明らかとなるだらう。

第二章 白権派と同学会との路線闘争

1 4月期まで

2月1日、評議会で竹本処分審査が再開された。その前日、当時の同学会委員長が、75年秋の反憲学連追放戦を口実に別件逮捕されるという事件がおこっている。翌日、竹本処分審査を再開するという岡本のやりくちに、我々は怒りを新たにし、処分粉碎闘争の陣型をうち固めていった。だが、本来中心になつて竹本氏を守るべき白権派は処分粉碎闘争に参加してこない。前年秋、時計台中枢に鉄扉、鉄格子が設置されたことを我々は竹本処分審査の再開準備であると感じとり、処分粉碎闘争の前哨戦として、鉄扉鉄格子撤去の実力闘争を展開していた。このころ白権派のうち、P氏（元京大出版会、「序章」関係者）などは審査再開以前の76年秋に当局に対し「審査が再開されてもQ氏も動かないし、学生は騒がんでしょう」と進言し、当時の同学会指導部に対しても「おまえらいつまでこんなことやってるのや、いい加減にしとけ」（76年12月、学生部における発言）と言っていた。少なくとも彼は我々の処分粉碎闘争の準備乃至開始を苦々しく思っていたのである。又竹本氏がつくったと言われる「京大・パルチザン」の流れをくむ人たちも、白権派に遠慮したためか、闘争に参加しようとはしない。結局、第二次竹本処分粉碎闘争は、教官有志を除けば、竹本氏をそもそも知らぬ多数の人たちと、知つてはいても竹本氏の思想にはほとんど共鳴できなかつた少数の69年世代の人たちによって担われることに

なる。つまり、竹本氏は自分の思想的同志によつて見捨られたのである。

処分審査再開の時点で、岡本総長の抱いていた展望は、文部官僚に依拠しての早期処分決定であり、具体的には△2・1～15評議会での事実認定（竹本氏と経済学部との連絡不能・無断欠勤・行方不明）→△2・22～3・8評議会での国家公務員法78条3号（連絡不能による分限免職）の法適用、採択△といふものであつたと思われる。一応、敵の路線をこう読んだ我々は「公正審査」要求・司法手続要求によって2・3月期結審を阻止しようとした。

白権派が第一次竹本処分粉碎闘争に登場してくる出発点は、岡本が我々の運動と評議員の抵抗を受けて、竹本夫人を参考人として評議会に招請することを決定し（2・22評議会）夫人に懇請状を送付（2・26）したことである。夫人招請が決定されると、夫人を主に握っていた白権派のO氏と、D氏、同学会指導部の間で会議がもたれ（3・1）我々と白権派の共闘関係が成立するのである。この3月期には我々と白権派は岡本総長・太田庶務部長らの早期処分派を福島法学部長らの「公正審査」派を利用してつづ解体するという路線を共有しており、この協同が現実にも早期処分派に対し勝利を収めたのであった。すなわち、3月22日、我々の（というかD氏らの）戦術にはまつた岡本は失策を犯し「公正審査」派に「欠点」をつくってしまい、この日をもつて、たゞえ夫人が出てこなくとも参考人を打ち切り、29日の評議会で法適用と結審をなしきるうという自論見は頓挫してしまつた。当時はD氏らの積極的活躍があくまで処分に反対するという立場からのものと理解していたが、実は福島部長らの京大村ナショナリズムの立場（法学部には京大の本家意識がある）から、福島部長らと協同して総長・文部官僚に奪われつつある京大権力を文部官僚よりもうまく

竹本処分をなしきることで総長―教官層に取り戻すためであったのだ。

4月期、我々と白樺派の間では参考人問題については方針対立はなかった。というより、我々は当初、夫人には評議会に出席してもらわない方針だったのであるが、△夫人には評議会で『竹本から連絡があります』と言つてもらう』といふ彼らの方針にいつしか同調していくのである。しかしこの時期すでに大衆運動をめぐっては方針対立があらわれていた。4月期の運動の集約点として白樺派は総長団交を、我々は教養部代議員大会か全学大衆集会を主張したのである。我々は総長団交より評議員団交を重視し、総長団交を行うとすれば評議員団交を積み重ね基本的に勝利し岡本を丸裸にしたうえで当局の降伏調印式として行なうべきだ、と考えていたからである。

やめる、処分やめる、総長団交要求」を立看で出す。
これに対しても、△氏などから、「これでは団交がせつかくできそりなのに、できるものもできなくなってしまう。第一、辞任せよ」という人物に処分やめるをつきつけるのもおかしい」という形でクレームがつく(5月中旬)。この後半部分には我々のうちでも一定賛成する者がいたので、やがて「総長やめる」を降ろしてしまった。

この間、5・13、5・20、5・27と共同会議が持たれるが、5・13

会議では夫人出席日を5・31又は6・7に決定し、5・20会議では総長団交の性格をめぐってC氏から提案がなされる。それが「学内戻れ」一本に絞って大衆運動を行ない、総長団交で「学内戻れ」の要求を実現させようという路線であった。すぐに、△氏が「そりやあ、いい。ようしや、これに決めよう」と合鍵を打ち、我々はそれに対しても反対する。「学内戻れ」要求なんかに運動を収約させるわけにはいかないと。

② 5月期総長団交の性格と竹本夫人の発言内容をめぐつて

4・28集会の成功の後、5月6日頃に白樺派との間で夫人の出席問題をめぐって会議を持つ。これは5月2日に事務局長が夫人代理人の弁護士に対して4・26評議会で決めた回答を伝えるとともに、「5月9日までに来るか来ぬか返答せよ」と伝えられたためである。ここで、夫人を出すことを決めるが、更に総長団交をめぐって論争がある。白樺派は4月期と同一のことを言い、それに対して、我々は現実には団交は行なわれないだろうが、こちらとしては団交要求を軸に教養部代議員大会を行なう、というふうに主張する。そして、5月9日に「総長

結局、我々は彼らの論を一定受けて、「学内戻れ」を要求項目の1として入れるが、主要なものとしてはあくまで処分やめるで押しとおすことにする。この時、△氏、C氏が言っていたのは次のような論である。

○大衆には、特に一回生には処分審査が公正か否かが問題なのであって、彼らの意識は「公正審査」要求の段階だ。だから、「学内戻れ」という「公正審査」要求のレベルで組織するのがよい。
○学内に引き込めば、大衆の眼によく処分のことが実感をもつてみると、ことができるし、これからもどうにでもできるではないか。
○この「学内戻れ」要求なら、当局からとれるだろう。何の要求も実現させず団交を行なうのは、大衆との関係でよくない。

彼らの論は全く「大衆」の側からする論理であったが、明らかに福

島部長の「公正審査」→処分路線であった。一応、ここでは彼らの主張を却けたのであったが、「学内戻れ」を要求項目の一として入れてしまい、しかもいつのまにか大衆カンパニアとしてあれ、総長団交を行なう予定に変更してしまっていたのだつた。但し、ここまで路線修正そのものはことさらに誤りではなかつた。だが、これは参考人出席を決めたことと共に、地獄への一里塚だつたのだ。

何故に「学内戻れ」の要求項目化と総長団交実現を我々は考えるようになつたのか。理由は二点あつた。ひとつには、4・26評議会で岡本が評議員の守秘義務を強調し評議員が学生と会うことを縮めつけたため、団交どころか単に会うことさえ一定難しくなつた結果、当局との大衆運動上の接点が総長団交以外に考えられなくなつたからである。4月～5月初旬に於ては、5月期を評議員団交と学生大会の時期と捉えていたのだが、三里塚闘争の忙しさもあって、この期、殆んど評議員団交、特に処分推進派である経済学部、医学部、法学部に対する団交を行なえなかつたのである。

又、ふたつには、D氏らが竹本氏を総長団交なり評議会に登場させることではないかという読みが働いたからである。5・24評議会で5・31評議会での夫人出席が決定して以降、D氏らはG氏に対しても種種の機会に竹本氏を連れてくることを盛んに匂わせる。この話をG氏から聞いていた我々は、いかか竹本氏本人の登場を期待するようになつて行く。

○5・25（26か？）—D氏宅へG氏が弁護士が篠沢事務局長との間で交わした出席条件をめぐる確認書を教えてもらひに行つた時、「ちよつとはつきりは言えないが……連れてきたら、これを防衛する部隊をつくれるか」とD氏に言われる。
○その後折にふれて、G氏は竹本氏登場のことを聞かされる。「竹本

は今身辺整理中や、まあ出でてくるのにもうしばらくかかる。」

○又、C氏などもD氏の言葉を本気にし、G氏に対しても「女が離れきらんのや、身辺整理に暇がかかるせ」などと述べていたといふ。○C氏は福島部長他の評議員に對して「竹本と連絡はとれる。いつでも連れて來たる」と言つてゐた。

我々は、C氏、D氏のこれらの言葉を聞く中で、D氏が3月期に、「当局に処分するなどまでは言つてない」と言つてゐた意味が逆に分つたような気がしたものだつた。

竹本氏本人が登場するなら、学外評議会よりは学内評議会の方がよいし、その学内評議会をかちとるためにには総長団交ばかりか運動全体を「学内戻れ」要求に絞り込んだ方がよいに決つてゐる。又、竹本氏本人が出てくるなら、評議会での細かい審議状況はあまり問題でなくなるし、竹本夫人が評議会で何をしゃべらうがどうでもよいことである。

事実、いよいよ夫人出席日が決つた5・24～30の間に、O氏が「夫人に『連絡がとれます』なんどとても俺には言わせられない」と言い、「刑事訴追のことがありますので述べられませんが」と言つてもらえばよい」というふうに、言を左右にし出した時に、我々はそれに対しで異議は言いつつも、全く追及らしいものを怠つたのだ。こうして、5月31日に夫人が出席し、一方で経済学部当局が竹本氏と連絡をとるうとしたことはなかつたことを言いながら、他方では「竹本から連絡はありませんし、それ苦もございません」と述べてしまつ。その結果、夫人出席は評議員の心証はよくしつつも、結局は福島部長の「公正審査」の第一条件を充たす効果をもつだけとなつたのである。この5月31日は、6月4日とともに、処分粉碎闘争の敗北にとつて決定的な日だつたと言つてよい。この日、O氏が夫人に我々の思惑どおり、

「連絡があります」発言をしてもらっていたならば、局面は全く違つたものになつていただろう。

とまれ、我々はこのようす福島部長の「公正審査」路線に参考人問題で敗北し、大衆運動レベルでも彼の路線へ一步はまりこみ、それをはまりこみと知りつつ他方で勝利への布石と捉えて6月期に突入していくのである。

但し、この時期までは我々は自権派から明確に自立していた。彼らの支配下に入つていぐのは、手紙が来て以降だつた。尤も、竹本氏を連れてくる話を信じた時にその第一歩があつたとも言えるだろう。

結び 6月18日とは何であったのか

以上本報告で明らかにしたとおり、我々は直接には白権派に敗北したのであり、間接的には福島部長に敗北したのである。6・18とは白権派と福島部長が我々と岡本総長の両者に勝った鬭いだったのである。もし我々が17日夜決定したとおり、評議会包围斗争を貫徹していたら当局は全面的に予定を変更せざるを得ない状況に追い込まれていただろう。何故なら当局は白権派から二階での評議会包围と評議会団交を同学会にやらせないとの保証を受けており、我々が自らたてた戦術を予定どおり実行していれば、同学会は白権派の支配下にないと判断せざるを得なかつただろうからである。事実我々が6・18以降鬭争を放棄せず、白権派と手を切つて、実力闘争による評議員の放逐を展開したがゆえに当局内においても白権派と福島部長は岡本に敗北してゆくことになつたのである。

とまれ、6月18日我々が竹本処分の共犯者たる位置にまで陥つてしまつた第一の原因は（竹本氏を連れてこれる）という幻想をD氏に抱いた同学会指導部自身のピエロ性にあつたのである。その後の調査によつてD氏らが振りまいていた幻想は100%意図的につくられたものであったことが判明している。D氏は竹本氏本人に出てくる意志のまったくないことを5日よりもはるか以前にすでに知つていたのである。

我々が鬭争の現場において、D氏らの術策にはめられたとはいへ、方針決定の当事者性を失い敗北してしまつたことは逆に考えればこの鬭争は勝てる鬭いであったといふことである。本報告の最後にこの点をこそ、これから行われるだらう本当の意味での総括の前提として強調しておきたい。

明らかにしておきたい事実

編集：京都市左京区吉田本町
京都大学全学学生自治会同学会中央執行委員会
発行：1982年11月7日 第一刷
価格：200円